

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月23日京都市条例第28号)(行財政局人事部給与課)

職員の定年の引上げ、本市人事委員会からの報告等を踏まえ、介護時間を取得することができる期間を延長することとしました。

この改正は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 28 号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。
第8条の2第2項中「3年」を「5年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の2第1項の規定により介護時間の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日において同条第2項に規定する連続する3年の期間を経過していないものの当該介護時間に関するこの条例による改正後の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定の適用については、同項中「連続する5年」とあるのは、「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第28号）による改正前の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の2第1項の規定により介護時間を受けた最初の日から起算して5年」とする。

(行財政局人事部給与課)